

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において大蔵委員会に付託された法律案は、内閣提出13件、衆議院議員提出1件であり、すべて成立した。

また、本委員会付託の請願5種類40件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会においては、付託された法律案のほとんどが今日の経済情勢、国際関係を反映した内容のものであったが、平成7年1月17日に未曾有の阪神・淡路大震災が発生したため、急遽提出された被災者等に対する税制面での支援、財政措置等、震災に対応する法律案も付託された。

震災対策における税制支援策では、まず、第1弾として、被災者等の負担軽減を図るため、所得税の雑損控除等の減免措置を平成6年分所得税に遡って適用可能とする等、緊急に対応すべき措置を盛り込んだ**阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案**、及び**災害減免法の適用条件の拡大等を行う災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案**が成立した。所得税の雑損控除と災害減免法のどちらを適用するのが有利であるかについて、大蔵省は、一概には言えないとし、個々の納税者の相談に応じて適宜、適切に指導していく旨の方針を示した。

税制支援策第2弾は、**阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案**である。これは、被災者や被災企業の被害に対応するため、所得税、法人税等の特例を設けるものであり、委員会では、特例で認められる法人税の繰戻し還付のあり方、地価税に関して土地の再評価を認める必要性等について質疑が行われた。

また、財政措置では、特例公債法案が2件成立した。

まず、**阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案**は、震災への対処に必要な財源を確保するため、約8,000億円の特例公債の発行を可能とするものである。

次に、被災地の本格的復興措置に加え、急激な円高への対応等を盛り込んだ平成7年度補正予算の財源を確保するため、**平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案**が成立した（約5,600億円の特例公債発行）。特例公債の償還財源の確保について、武村大蔵大臣から、消費税率引上げによる対応は現時点では考えていないと表明されたものの、具体的な財源手当は示されなかった。

震災対策関連法案以外の主なものとしては、まず、平成6年度補正予算関連で、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が成立した。

委員会では、漁業共済保険勘定への繰入れが必要となった原因、世界銀行に地球環境ファシリティ（GEF）の事務局を設置することの妥当性等について質疑が行われた。

次に、平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案は、国債費定率繰入れ停止等、会計間の繰入れの特例を定めるものであり、一段と深刻化した財政状況の下、昨年度に引き続き提出された。

委員会では、いわゆる隠れ借金を赤字国債の発行に切り替えて、財政の実態を国民に明らかにする必要性が問われたが、武村大蔵大臣は、歯止めなき財政悪化につながる赤字国債の発行は極力回避する必要があると、会計間のやりくりはやむを得ない措置であるとの認識を示した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）は、平成7年度税制改正として、企業関係の租税特別措置等の縮減・合理化、土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の税率の見直し等を主な内容とするものである。

委員会では、土地の長期譲渡所得の税率引下げの背景が問われたが、所得減税により緩和された勤労所得とのバランス等を勘案して、4,000万円以下の譲渡所得について引下げを行うとの答弁があった。

また、円高対策として輸入促進税制の拡充等を主な内容とする**租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）**が再び提出された。

委員会では、輸入促進税制が、大企業優遇税制となっている懸念、消費者向け輸入促進税制を検討することの必要性等について質された。

さらに、関税について、とうもろこしに係る関税割当制度の拡充等を内容とする**関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案**が成立した。

財政、税制等のほか、保険制度において、半世紀ぶりの抜本的改革が行われた。我が国の保険事業を取り巻く環境は、近年の急速な高齢化、国民の価値観の多様化、金融の自由化、国際化等にみられるように、急速に変化している。このような経済社会情勢の変化に対応するとともに、保険業の健全性を確保することを目的として、昭和14年以来の全面改正である**保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**が成立した。

委員会では、保険制度改革による契約者にとってのメリットが問われたが、

大蔵省は、①自由化、規制緩和による競争促進に伴い、保険商品の多様化が進むこと、②保険ブローカー制度導入、生命保険募集人の一社専属制の一部緩和等により、保険商品の販売チャンネルが拡大すること等を挙げた。一方、契約者保護の観点から、保険会社間の相互援助を行う保険契約者保護基金を契約者への支払保証機能を持つ仕組みに発展させるべきであるとの意見が出された。

〔国政調査等〕

2月9日、武村大蔵大臣から所信を聴取するとともに、12月14、15日（前国会閉会后）に行われた大阪府、京都府への委員派遣の報告を行った。また、3月10日、財政及び金融等の基本施策について質疑を行い、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度大蔵省関係予算の審査が行われた。

今国会は、ことに、バブル崩壊により顕在化した金融面での課題に関する議論が大半を占めた。

東京協和、安全の両信用組合の倒産に伴う「東京共同銀行問題」に関連して、金融機関が経営破綻に陥った際の対応策が議論となった。大蔵省は、預金者への預金の払戻し（いわゆるペイオフ）について、金融機関への信頼性確保を考慮すると現段階では難しいという認識を示した。

また、1994年末のメキシコ通貨危機を発端とした急激なドル安・円高について、武村大蔵大臣は、思惑的、投機的な動きで、ファンダメンタルズを逸脱したものであり、各国との緊密な連携により対処したいという見解を示した。

行政改革論議が活発化するなかで、3月14日、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の4年後の統合が政府・連立与党で合意された。これに関し、保田博輸銀総裁は、委嘱審査において、統合後においても、輸銀の持つ経営の健全性、業務の機動性、効率性を損なわず、基金の途上国援助機能と輸銀の商業的取引を峻別するように努めたいとの所感を述べた。

（2）委員会経過

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について武村大蔵大臣から所信を聴いた。
- 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁及び自治省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第1号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

（閣法第2号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長尾身幸次君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年2月17日（金）（第2回）

○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第45号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

（閣法第46号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成7年2月28日（火）（第3回）

○阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）

について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第53号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派 なし

○平成7年3月10日（金）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について武村大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事小島邦夫君に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣、政府委員、郵政省、厚生省当局及び参考人日本銀行企画局長山口泰君に対し質疑を行った。

○平成7年3月16日（木）（第5回）

- 平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上両案について武村大蔵大臣、政府委員、国土庁、通商産業省、自治省、建設省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
- | | | |
|---------|------|----------------|
| （閣法第3号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、二院 |
| | 反対会派 | 共産 |
| （閣法第8号） | 賛成会派 | 自民、社会、二院 |
| | 反対会派 | 平成、新緑、共産 |
- なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。
- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第6回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について武村大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、厚生省、通商産業省当局、参考人日本輸出入銀行総裁保田博君、日本開発銀行総裁吉野良彦君及び国民金融公庫総裁尾崎護君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣、政府委員、農林水産省及び沖縄開発庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第34号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月24日（金）（第7回）

- 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第91号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院

反対会派 なし

欠席会派 新緑

○平成7年5月19日（金）（第8回）

- 平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員資源エネルギー庁、建設省及び通商産業省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第98号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院

反対会派 共産

欠席会派 新緑

（閣法第99号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院

反対会派 共産

欠席会派 新緑

- 保険業法案（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月23日（火）（第9回）

- 保険業法案（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について武村大蔵大臣、政府委員、厚生省、郵政省、農林水産省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月25日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○保険業法案（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

保険審議会会長	徳田 博美君
慶應義塾大学法学部教授	倉沢 康一郎君
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子君

○平成7年5月30日（火）（第11回）

○保険業法案（閣法第93号）（衆議院送付）

保険業法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第93号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産

（閣法第94号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（木）（第12回）

○請願第70号外39件を審査した。

○租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度における台風等によるさけ・ます定置漁業の著しい漁獲金額の減少等により、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするものである。

- 1 平成6年度において一般会計から92億2,478万6,000円を限り、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。
- 2 右の一般会計からの繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余が生じた場合には、当該繰入金に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、地球環境の保全を支援するため国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。
- 2 政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、拠出をすることができる。
- 3 政府は、本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

なお、同基金への拠出は、約4億1,500万ドル（約457億円）であり、平成6年度に約114億円、平成7年度に約343億円を国債により払い込む予定である。

平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、平成7年度における国の財政収支の状況にかんがみ、適切な財政運営を行うため、次のような特例措置を講じようとするものである。

- 1 一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例
国債の元金償還に充てるべき資金として、前年度首国債総額の1.6%相当額及び割引国債に係る発行価格差減額（発行価格と額面との差額）の年割額

(差減額を償還年限で除した金額)に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、平成7年度においては当該繰入れを行わないこととする(本措置に係る金額は3兆2,457億円である。)

2 社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等

定率繰入れ等の停止により、国債整理基金の運営に支障が生じないようにするため、平成7年度において、日本道路公団、日本開発銀行等に対する日本電信電話株式会社の株式売払収入に係る貸付金(A・Cタイプ貸付金)について繰上償還を行うことができることとするとともに、別途、貸付先に対して相当額の貸付けを行うこととする(本措置に係る金額は1兆1,087億円である。)

3 一般会計からの決算調整資金への繰入れの特例

平成5年度の決算上の不足に係る国債整理基金から決算調整資金への繰入れ相当額については、決算調整資金に関する法律の規定により、平成7年度までに一般会計から同資金を通じて同基金へ繰り戻すこととされているが、これを平成8年度まで延期することとする(本措置に係る金額は5,663億円である。)

4 一般会計において承継した債務等の償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から過去に一般会計において承継し、現在は一般会計が資金運用部に対して負っている債務(承継債務)について、平成7年度の償還を延期できることとする(本措置に係る金額は8,054億円である。)

5 一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成7年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち経過的国庫負担に係るものについては、その2分の1に相当する額を下らない範囲内において予算で定める金額を繰り入れることとする(本措置に係る金額は4,150億円である。)

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

6 一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例

(1) 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るため、平成7年度において一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金額に加算するものとされている金額を加算しないものとする(本措置に係る金額は2,372億円である。)

(2) 将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、

後日、加算しなかった金額相当額及びその運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

7 一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例

- (1) 平成7年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについて、国庫負担額から300億円を控除して繰り入れるものとする。
- (2) 雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、後日、各年度の労働保険特別会計雇用勘定の収支の状況等を勘案して、特例措置による繰入れ調整分及びその運用収入相当額の合計額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

8 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成7年度において、外国為替資金特別会計法第13条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れ（6,300億円）をするほか、同特別会計から3,500億円を限り、一般会計へ繰り入れることができるものとする。

9 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ

- (1) 平成7年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から2,910億円、同特別会計保障勘定から190億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができるものとする。
- (2) 後日、繰入金相当額及び運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 毎年度の予算編成に伴い、国債整理基金への定率繰入停止等の特例措置を講ぜざるを得ない我が国財政の実情にかんがみ、国の財政の実態をより一層明らかにすることにより、財政改革の必要性についての国民の理解と協力の確保に努めること。
- 一 膨大な国債残高を抱える我が国財政の現状を真剣に受け止め、財政の柔軟な対応力の回復を図るため、既存の制度・施策や歳出構造について、更に徹底した見直しに取り組むこと。
- 一 繰入れ特例等の各種の措置はあくまで臨時緊急の措置であり、各特別会計が果たしているそれぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われることは当然として、厚生年金保険事業等に係る国庫負担の繰入特例措置分等については、国及び各事業の財政状況等を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めること。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、個人所得課税の負担軽減及び消費課税の充実を内容とする今般の税制改革並びに当面の景気に配慮した平成7年分所得税の特別減税に関連する法律が成立したことを踏まえ、最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正・公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化を行うとともに、早急に実施すべき措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 租税特別措置の整理合理化

(1) 租税特別措置の縮減合理化等

公害防止用設備の特別償却、新築貸家住宅の割増償却などの特別償却制度について、償却割合の引下げ、対象範囲の縮減等を行うほか、プログラム等準備金、使用済核燃料再処理準備金等について、積立割合を引き下げる等の措置を講ずる。

(2) 租税特別措置の廃止

特定対内投資事業用資産の割増償却、開墾地等の農業所得の免税、海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例など、8項目について制度を廃止する。

2 その他の租税特別措置等の改正

(1) 社会経済情勢の変化への対応

① 企業の事業革新の円滑化に資するため、一定の事業者に対し、増加試験研究費に対する10%の税額控除等の措置を講ずる。

② 中小企業の創造的事業活動の促進に資するため、一定の中小企業者に対し、機械等の設備投資に対する30%の特別償却又は7%の税額控除等の措置を講ずる。

③ 長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換えについて、課税繰延割合を60%（現行80%）に引き下げるほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金品について、利子に係る課税方式と同様に、15%の税率による源泉分離課税の対象とする等の措置を講ずる。

(2) 土地・住宅税制の見直し等

① 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分の税率を25%（現行30%）に引き下げる。

② 特定の届出駐車場の用に供されている土地等のうち、条例の規定に基づく附置義務駐車施設の用に供されている部分について、課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する等、地価税の特例を創設す

る。

- ③ 住宅取得促進税制について、適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行3,000万円以下）に引き下げた上、平成8年12月31日まで適用期限を延長する。

(3) その他

民間国外債の利子及び発行差金の非課税、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成7年度の租税増収見込額は、約280億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見地から税制について不断の見直しを行い、特に租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を十分吟味し、今後とも徹底した整理・合理化を推進すること。
- 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保につき特段の努力をすること。

右決議する。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

平成7年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長するとともに、最近の国内産業事情等に鑑み、自動車用繊維製品等の関税率を撤廃するほか、とうもろこしに係る関税割当制度を拡充する等の措置を行う。

2 関税率表の改正

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う。

3 施行期日

本法律は平成7年4月1日から施行する。ただし、HS条約の改正に伴う関税率表の改正については、平成8年1月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成7年度一般会計の関税減収見込額は、約30億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
 - 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的、重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。
- 右決議する。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に、かつ、平成6年分の所得税の申告期限前という特殊な時期に発生したこと、及び大震災が神戸港という我が国の貿易拠点を直撃し甚大な被害を引き起こしたこと等を踏まえ、被災者等の負担の軽減を図る等のため、緊急に対応すべき措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税関係

(1) 雑損控除の特例

大震災により住宅家財等について損失が生じたときは、平成6年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

(2) 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

(1)との関連で、大震災により事業用資産等について損失が生じたときは、

その損失の金額を平成6年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例を設ける。

(3) 災害減免法の特例

大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けたときは、(1)との選択により、平成6年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができる特例を設ける。

2 関税関係

(1) 納期限等の延長

関税の納期限延長制度の利用者で今回被災した者に係る関税の納期限を延長する等の特例を設ける。

(2) 臨時開庁手数料等の免除

緊急救援物資及び被災した貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等の特例を設ける。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者を含む災害被害者の負担の軽減を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を現行の600万円から1,000万円に1.7倍程度引き上げるとともに、全額免除等の対象となる所得限度額についても、同程度の引上げを行う。
- 2 1の改正は、原則として、平成6年分の所得税から適用する。

【「閣法第45号」及び「閣法第46号」に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の阪神・淡路大震災に伴う緊急対応等の執行に当たっては、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期するなど、その円滑な実施に努めること。
- 一 大震災が広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業の生活・事業の早急な復旧を図り、それを支援する等の観点から、所得税の緊急対応等に引き続き、必要に応じて、税の制度、執行両面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行うこと。
- 一 所得税の緊急対応等の迅速な実施を含め、納税環境に的確に対応するため、国税職員及び税関職員の処遇改善、定員確保など、税務執行体制の一層の充

実に努めること。

右決議する。

阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書の規定により同年度において追加的に発行される公債（建設公債）についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

- (1) 政府は、平成6年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成6年度の一般会計補正予算（第2号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（8,106億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)により平成六年度に発行することができることとされた特例公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)による特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 建設公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例

平成6年度一般会計補正予算（第2号）において追加発行される建設公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該建設公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、先般の緊急に対応すべき措置として講じた所得税における雑損控除の特例等の措置に加え、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・

事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他国税関係法律の特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

(1) 住宅取得促進税制の適用の特例

制度適用の住宅が大震災により滅失等しても、6年の控除期間のうち残存期間につき継続適用する。

(2) 財形住宅貯蓄等の遡及課税等の特例

財形住宅（年金）貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しの場合にも、利子等の遡及課税等を行わない。

(3) 法人税の繰戻し還付

欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、前年の法人税額のうち、震災損失金額に対応する部分の税額を還付する。また、その還付税額が震災損失金額の2分の1に対応する部分の税額に満たない場合には、その満たない部分につき、更に1年遡って還付する。

(4) 相続税・贈与税の特例

大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する場合、指定地域内の土地及び一定の非上場株式については、大震災発生直後の価額によることができるものとする。

2 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

(1) 住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例

大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子ないし低利融資を受ける場合、従業員が受ける経済的利益には所得税を課さない。

(2) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

大震災により被災市街地復興特別措置法の規定により住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅につき、5年間、耐用年数45年以上のものにあっては100分の70、耐用年数45年未満のものにあっては100分の50の割増償却を認める。

(3) 事業用資産の買換え特例

被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、及び被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合につき、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰延べを認める。

(4) 登録免許税の特例

大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する

建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免税とする。

3 その他

居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等に係る買換資産の取得期間等の延長の特例、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る適用関係の特例等、所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、約1,200億円である。

保険業法案（閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 規制緩和・自由化

(1) 生損保の相互参入

① 子会社方式による相互参入

現行の生損保兼営禁止を改め、生命保険会社が損害保険子会社を、損害保険会社が生命保険子会社を持つことを認め、互いの分野への進出を可能にする。

② 傷害・疾病・介護分野への生損保各保険会社本体による相互参入

生命保険、損害保険のいずれか一方にのみ属すると判断し難く、いわゆる第三分野と呼ばれている傷害・疾病・介護保険について、生損保各保険会社が本体で相互参入することを可能にする。ただし、その参入については、これらの分野への依存度の高い中小国内保険会社及び外国保険会社に配慮しつつ、他の分野の規制緩和の進展度合いを見ながら進めていくこととする。

(2) 商品及び料率規制の緩和

保険商品及び保険料率について、現行の認可制を改め、保険契約者保護に欠けるおそれが少ないものについては、届出制とする。

(3) 生命保険募集の一社専属制の一部緩和

1社の商品しか取り扱えない現行法下の生命保険募集に係る一社専属制を緩和し、保険契約者保護に欠けるおそれがない場合には、複数の生命保険会社の商品を取り扱ってもよいこととする。

(4) 保険ブローカー（保険仲立人）制度の導入

新たに保険ブローカー（保険契約者と保険会社との間に立って、保険契約の締結の媒介を行う者）制度を導入するとともに、保険仲立人に係る登録制度、保証金の供託等の制度を設ける。

2 健全性の維持

(1) 自己資本比率（ソルベンシー・マージン）基準の導入

保険会社の健全性維持のための指標として、自己資本比率（ソルベンシー・マージン）基準を導入することとし、大蔵大臣は、保険会社のソルベンシー・マージンその他財産の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

なお、ソルベンシー・マージン基準とは、自己資本相当額を、予想を超えた保険事故が起こった場合などの支払リスクの見込額で割ったものである。

(2) 保険契約者等の保護のための特別の措置等

保険契約者等の保護の観点から、保険会社は、「保険契約者保護基金」を設け、大蔵大臣の指定を受けることができる。基金は、破綻保険会社から救済保険会社への保険契約の包括移転等を円滑に進めるために救済保険会社に資金援助を行うこととし、所要の規定を設ける。

(3) 保険計理人制度の拡充

健全性の維持を強化する観点から、保険会社において保険数理を担当する専門家である保険計理人の職務を拡充し、責任準備金の積立てが適正であるか否かの確認業務等も行うこととする。

3 公正な事業運営の確保

(1) 相互会社における経営チェック機能の強化

① 社員総会に代わるべき機関として、社員総代会を法律上明記する。

② 現行では、社員の100分の1以上を必要とする社員の総代会における提案権の行使について、総社員の1,000分の1以上若しくは社員1,000名以上又は総代3名以上に改める等少数社員権、少数総代権の行使要件を実質的に行使可能な基準とする。

③ 社員の代表訴権（総社員の100分の3以上）を単独権化する。

(2) 経営内容の開示（ディスクロージャー）についての規定の整備

現行の銀行法と同様に、ディスクロージャーの根拠となる規定を法律上に設ける。

4 その他

(1) 保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律を保険業法に一本化する。

(2) 現行法下では規定のない相互会社から株式会社への組織変更の規定を創

設し、相互会社及び株式会社の双方向の組織変更を可能にする。

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 次の法律について、その一部を保険業法の改正内容に対応して改正する等のほか、保険業法の準用規定の改正等、所要の規定の整備を図る。

(1) 証券取引法

相互会社の発行する社債を証券取引法上の有価証券とする等の改正を行う。

(2) 損害保険料率算出団体に関する法律

損害保険料率算出団体が算出する保険料率について許可制から届出制へ移行するとともに、契約者保護上問題のない種目については、その保険料率に含まれる付加保険料率（社費・手数料部分）について損害保険会社の経営努力で自由に料率設定ができるようにする等の改正を行う。

2 金融機関再建整備法等18法律について、保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図る。

【「閣法第93号」及び「閣法第94号」に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の保険制度改革の内容が広範多岐にわたるものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するとともに、利用者の混乱を招かないよう必要に応じ漸進的かつ段階的に対処すること。また、政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するとともに、行政裁量によって、制度改革の趣旨が損なわれることのないよう格段の注意を払うこと。
- 一 保険商品・料率規制の緩和、ブローカー制度導入等保険業における規制の緩和・自由化に際しては、契約者保護に十分に留意するとともに、保険会社のディスクロージャーの充実を図り、保険制度全般にわたって自己責任原則の確立に資するよう努めること。
- 一 保険会社の経営の健全性を表す一つの指標であるソルベンシー・マージン制度については、早期にその定着を図るとともに、将来その結果の公表を行う方向で検討すること。
- 一 生損保間の子会社による相互乗り入れの実効性を確保し、生損保両事業の

競争促進を通じて利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限に止めるとともに、生損保の募集業務における秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるよう配慮すること。

- 一 支払保証制度については、契約者保護及び保険制度に対する信頼を確保する見地から、早急に検討を開始すること。
 - 一 傷害・疾病・介護分野（いわゆる第3分野）への本体相互参入に係る激変緩和措置は、利用者の立場等から長期にわたることのないよう十分配慮すること。
 - 一 銀行・証券等との相互参入は、保険制度改革の定着状況を見極めた後に、出来るだけ早期に子会社方式による相互参入が可能となるよう努めること。
 - 一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保にあわせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。
- 右決議する。

平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、平成7年度の一般会計補正予算（第1号）における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、平成7年度における公債の発行の特例（特例公債）に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

- (1) 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算（第1号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（5,638億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)により平成7年度に発行できるとされた特例公債の発行は、平成8年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)による特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、先の緊急円高・経済対策の一環として、輸入促進税制を拡充するとともに、中小企業の事業展開の促進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 輸入促進税制の拡充

- (1) 輸入促進税制について、輸入製品の増加割合が10%を超える場合における次に掲げる制度に係る税額控除割合等を、当該増加割合に応じ、次の措置を講ずる。

輸入額が増加した場合の税額控除及び割増償却制度においては、税額控除割合を100分の10（現行100分の5）に、割増償却限度割合を100分の50（現行100分の25）に、それぞれ引き上げる。

- (2) 輸入製品国内市場開拓準備金制度における積立割合を100分の40（現行100分の20）に引き上げる。

2 中小企業の事業展開の促進を図るための措置

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（中小リストラ法）の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

- (1) 同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者が取得する一定の機械装置を、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の対象に加える。
- (2) 同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者について、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の対象から除外することにより、繰戻し還付を認める。

なお、本法律施行に伴う平成7年度の租税減収見込額は、約140億円である。

平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度において、水田営農活性化対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田営農活性化助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

2 農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成6年度における租税の減収見込額は、約2億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案	衆	7. 1. 20	7. 1. 31 (予備)	7. 2. 9 可決	7. 2. 9 可決	7. 1. 31	7. 2. 7 可決	7. 2. 7 可決	
2	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	1. 20	1. 31 (予備)	2. 9 可決	2. 9 可決	1. 31	2. 7 可決	2. 7 可決	
※3	平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案	〃	1. 20	2. 28	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 10	2. 27 可決 附帯決議	2. 27 可決	7. 2. 10 衆本会議趣旨説明 2. 28 参本会議趣旨説明
※8	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	1. 31	2. 28	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 10	2. 27 可決 附帯決議	2. 27 可決	
※34	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 10	3. 8 可決 附帯決議	3. 10 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
45	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案	衆	7. 2.17	7. 2.17 (予備)	7. 2.17 可決 附帯決議	7. 2.17 可決	7. 2.17	7. 2.17 可決 附帯決議	7. 2.17 可決	
46	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.17	2.17 (予備)	2.17 可決 附帯決議	2.17 可決	2.17	2.17 可決 附帯決議	2.17 可決	
53	阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案	〃	2.24	2.24 (予備)	2.28 可決	2.28 可決	2.24	2.27 可決	2.27 可決	
91	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.24	3.24 (予備)	3.24 可決	3.24 可決	3.24	3.24 可決	3.24 可決	
93	保険業法案	〃	3.24	5.19	5.30 可決 附帯決議	5.31 可決	4.13	5.16 可決 附帯決議	5.16 可決	7. 4.13 衆本会議趣旨説明 5.19 参本会議趣旨説明
94	保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.24	5.19	5.30 可決 附帯決議	5.31 可決	4.13	5.16 可決 附帯決議	5.16 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
98	平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	7. 5.15	7. 5.15 (予備)	7. 5.19 可 決	7. 5.19 可 決	7. 5.15	7. 5.18 可 決	7. 5.18 可 決	
99	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	5.15	5.15 (予備)	5.19 可 決	5.19 可 決	5.15	5.18 可 決	5.18 可 決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 尾身 幸次君 (7. 2. 7)	7. 2. 7	7. 2. 7	7. 2. 7 (予備)	7. 2. 9 可 決	7. 2. 9 可 決			7. 2. 7 可 決	